

令和6年度社会福祉法人指導監査の実施状況

法人名・施設名	社会福祉法人やず
監査の種類	社会福祉法人指導監査
監査実施日	令和6年12月3日及び4日
実地・書面の別	実地
監査担当課	鳥取県福祉保健部 ささえあい福祉局 福祉監査指導課

総評

- ・ 理事の選任について、候補者が欠格事由に該当しないか、選任の要件に該当するか等の確認を行うこと。
- ・ 社会福祉法人会計基準に基づき適切な会計処理を行うこと。

文書指摘事項		是正・改善状況報告
1	<p>理事について、理事会を2回以上続けて欠席している者が見られた。</p> <p>ついては、事務局は出席が可能なように日程調整を行うとともに、調整を経てもなお欠席が続く場合は、理事の改選について検討すること。</p> <p style="text-align: center;">(審査基準第3の1(3))</p>	<p>欠席がないよう日程調整を行っていく。長期にわたって出席が困難な理事があった場合は改選等を検討する。</p>
2	<p>理事の候補者について、各理事等と特殊の関係にないか、確認を行っていなかった。</p> <p>ついては、理事の候補者本人から、履歴書及び誓約書等を事前に書面で徴し、各理事等と特殊の関係にないかの確認を行うこと。</p> <p style="text-align: center;">(法第44条第1項により準用される第40条第1項) (審査基準第3の1(5)、(6))</p>	<p>理事を選任する際は、事前に理事の候補者から、履歴書及び誓約書を書面で徴し、各理事等と特殊の関係にないかの確認を的確に行う。</p>
3	<p>役員の就任承諾書を徴していなかった。</p> <p>ついては、役員と法人の関係は、委任の規定に従うことから、就任を承諾した日を記載した就任承諾書を徴すること。</p> <p style="text-align: center;">(法第38条)</p>	<p>役員を選任する際は、就任を承諾した日を記載した就任承諾書を確実に徴する。</p>
4	<p>特別養護老人ホームすこやか拠点区分から、本部拠点区分に40,000,000円の拠点区分間繰入金支出が行われているが、特別養護老人ホームすこやか拠点区分の当期資金収支差額合計が80,556,977円のマイナスとなっていた。</p> <p>ついては、施設報酬を主たる財源とする資金の繰入れについては、当該施設等の事業活動資金収支差額に資金残高が生じ、かつ、当期資金収支差額合計に資金不足を生じない範囲内において、他の社会福祉事業等又は公益事業へ資金を繰り入れることができるものであるので留意すること。</p>	<p>繰入金支出については、事業活動資金収支差額に資金残高が生じ、かつ、当期資金収支差額合計に資金不足を生じない範囲内において、行うこととする。また、マイナスとなった当期資金収支差額合計に相当する繰入金については、特養に戻入するよう努める。</p> <p>なお、令和5年度、繰入金支出により特養の当期資金収支差額合計がマイナスになったのは、</p>

	<p>また、マイナスとなった当期資金収支差額合計に相当する繰入金については、可能な限り特別養護老人ホームすこやか拠点区分に戻入するよう努めること。</p> <p>なお、本件は前回も口頭指摘しており、特別養護老人ホームすこやか拠点区分の当期資金収支差額合計がマイナスになるまで超過して繰り入れなければならなくなっている原因を分析し、具体的な措置を速やかに講じられたい。</p> <p>(老発第188号第2の3(1))</p>	<p>老健の冷暖房設備の改修に多額の費用を要したことが原因であり、今後は施設整備に係る資金を計画的に積み立てるよう努める。</p>								
5	<p>社会福祉法人会計は、その公益性に鑑み予算準拠主義が求められるところ、予算が計上されていないのに執行している科目があった。</p> <p>(具体例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・役員退職慰労金支出 予算：なし 決算：2,220,000円 ・拠点区分間繰入金支出 予算：なし 決算：784,122円(本部拠点) <p>については、予算変更の必要がある場合には、補正予算を調製し、理事会の承認を受けること。</p> <p>(留意事項2(2))(経理規程第21条)</p>	<p>予算変更の必要がある場合には、補正予算を的確に調製し、理事会・評議員会の承認を受けることとする。</p>								
6	<p>計算書類の附属明細書について、以下のような不備があった。</p> <p>① 介護老人保健施設すこやか拠点区分及び介護老人施設きたやま拠点区分について、基本財産及びその他の固定資産(有形・無形固定資産)の明細書の当期減価償却額が拠点区分事業活動計算書の減価償却費と一致していなかった。</p> <p>基本財産及びその他の固定資産(有形・無形固定資産)の明細書の当期減価償却額</p> <table border="0"> <tr> <td>老健すこやか</td> <td>23,044,257円</td> </tr> <tr> <td>きたやま</td> <td>28,633,433円</td> </tr> </table> <p>拠点区分事業活動計算書の減価償却費</p> <table border="0"> <tr> <td>老健すこやか</td> <td>23,058,462円</td> </tr> <tr> <td>きたやま</td> <td>28,655,639円</td> </tr> </table> <p>② ケアハウスすこやか拠点区分について、拠点区分事業活動計算書の補助金事業収益(公費)の額(41,303,233円)と補助金事業等収益明細書の老人事業の区分小計(41,299,633円)が一致していなかった。</p> <p>については、附属明細書の作成について、計算書類との整合性を図ること。</p> <p>(運用上の取扱い26)</p>	老健すこやか	23,044,257円	きたやま	28,633,433円	老健すこやか	23,058,462円	きたやま	28,655,639円	<p>計算書類と附属明細書の整合性を慎重に確認するようにする。</p>
老健すこやか	23,044,257円									
きたやま	28,633,433円									
老健すこやか	23,058,462円									
きたやま	28,655,639円									

7	<p>月次試算表について、統括会計責任者及び理事長への提出が遅延している月があった。</p> <p>については、本部拠点会計責任者は毎月末日における全拠点区分の月次試算表をとりまとめ、翌月 20 日までに統括会計責任者に提出するとともに、統括会計責任者は法人全体の月次試算表を作成し、翌月 25 日までに理事長に提出すること。</p> <p>なお、本件は前回も口頭指摘しているので、要因を分析の上、改善されたい。</p> <p>(経理規程第32条)</p>	<p>月次試算表については、本部拠点会計責任者は翌月20日までに統括会計責任者に提出するとともに、統括会計責任者は翌月25日までに理事長に提出するようにする。</p>
8	<p>経理規程の計算書類の注記事項について、「合併又は事業の譲渡若しくは事業の譲受けが行われた場合には、その旨及び概要」が規定されていなかった。</p> <p>については、経理規程について、所要の整備を行うこと。</p> <p>なお、本件は前回も口頭指摘しているので、必ず改善すること。</p> <p>(会計省令第29条第1項第15号) (経理規程第61条)</p>	<p>経理規程を改正し、計算書類の注記事項について、「合併又は事業の譲渡若しくは事業の譲受けが行われた場合には、その旨及び概要」を規定する。</p>